

宮城県後期高齢者医療広域連合規則第17号（平成19年7月30日）

職員の定年等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第21号。以下「条例」という。）第4条第5項の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務延長）

第2条 任命権者が勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合又は期限を繰り上げる場合における職員の同意は、書面によって得るものとする。

（辞令書の交付）

第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。ただし、第1号又は第5号に該当する場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年により退職する場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

（報告）

第4条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を広域連合長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。